申立時に必要な収入印紙・郵便切手等一覧表（主なもの）

函館家庭裁判所　R5.10.1 現在

※84円切手等は，50円・10円・1円切手等の相当額で組み合わせることができます。 また，郵便切手については，当事者多数の場合及び事案により，増額又は減額して提出していただくことがあります。

事　件　名 （別表第一事件）	申立手数料 （収入印紙）	郵便切手							合　計	備考 （青字）は、登記手続用収入印紙
		500円	140円	100円	84円	50円	20円	10円		
後見開始	800円	2		7	8	2	2	20	¥2,712	(¥2,600)
保佐開始	800円	4		8	8	2	4	20	¥3,852	(¥2,600)
補助開始	800円	4		8	8	2	4	20	¥3,852	(¥2,600)
代理権付与 (開始と同時申立ての場合は，申立手数料のみ必要)	800円	2		4	5	1	4	9	¥2,040	(¥1,400)
同意を要する行為の定め (同上)	800円	2		4	5	1	4	9	¥2,040	(¥1,400)
未成年後見人選任	800円	2			9	3	2	6	¥2,006	
成年後見人等の選任	800円	2		4	5	1	4	9	¥2,040	
成年後見監督人等の選任	800円			3	5		1	7	¥810	
成年後見人等の辞任	800円	2		4	5	1	4	9	¥2,040	(¥1,400)
成年後見人等の解任	800円	2		4	5	1	4	9	¥2,040	
居住用不動産の処分許可	800円				1			1	¥94	
成年後見人等に対する報酬付与	800円				1				¥84	
任意後見監督人選任	800円	2		9	15	2	4	14	¥3,480	(¥1,400)
不在者財産管理人選任	800円				14			8	¥1,256	
不在者財産管理人権限外行為	800円				5			2	¥440	
失踪宣告	800円	2			20	3	1	7	¥2,920	
子の氏の変更	800円				1				¥84	原本還付等の場合，切手94円
養子縁組	800円				6			6	¥564	
死後離縁	800円	2			6	3	1	7	¥1,744	
特別養子適格の確認	800円	4			7	4		9	¥2,878	
		2			2	2		2	¥1,288	住所が判明している実父母1人につき左記の切手を追加
特別養子縁組の成立	800円	4			7	4		9	¥2,878	
特別代理人選任	800円				6			6	¥564	
氏の変更	800円	2			4	2		4	¥1,476	
		2			1	2		1	¥1,194	配偶者と共同申立の場合、左記の切手を追加
名の変更	800円				5				¥420	
就籍	800円	2			10	3	1	4	¥2,050	
戸籍訂正	800円	2			10	3	1	7	¥2,080	
性別の取扱いの変更	800円	2			10	3	2	8	¥2,110	
保護者選任	800円				3				¥252	
保護者の順位変更	800円				3			1	¥262	
扶養義務の設定	800円				5				¥420	
保護者の改任					6			1	¥514	
相続の承認・放棄の期間伸長	800円				3				¥252	
限定承認	800円				8				¥672	切手は左記の額×人数分
相続放棄	800円				3				¥252	来庁の上，本人確認をした場合は84円切手1枚の場合あり

事　件　名 （別表第一事件）	申立手数料 （収入印紙）	郵便切手							合　計	備考 （青字）は、登記手続用収入印紙
		500円	140円	100円	84円	50円	20円	10円		
相続財産清算（管理）人選任	800円				10			8	¥920	
相続財産清算（管理）人権限外行為	800円				5			2	¥440	
相続人捜索の公告	800円				1				¥84	
特別縁故者に対する財産の付与	800円	4			5	5	4	10	¥2,850	
遺言書検認	800円				1				¥84	切手は左記の額×申立人、相続人、知れたる受遺者の人数分
遺言執行者選任	800円				6				¥504	
推定相続人廃除	800円	2			10	3	2	8	¥2,110	
遺留分放棄許可	800円				6				¥504	

事　件　名 （別表第二事件）	申立手数料 （収入印紙）	郵便切手							合　計	備考
		500円	140円	100円	84円	50円	20円	10円		
遺産分割	1200円		1		5	1	1	6	¥690	切手は左記の額×人数分
寄与分	1200円				5		4	6	¥560	
請求すべき按分割合に関する処分（離婚後の請求）	1200円				6			9	¥594	
上記以外の別表第二調停事件 ※1	1200円		1		6	2		9	¥834	
上記事件について，審判申立ての場合は別途1194円×被告知者分の切手が必要となる。										

※1　婚姻費用分担，養育費，子の引渡し，面会交流，財産分与，祭祀承継者の指定，親権者変更，扶養

事　件　名 （その他調停）	申立手数料 （収入印紙）	郵便切手							合　計	備考
		500円	140円	100円	84円	50円	20円	10円		
一般調停事件 ※2	1200円		1		6	2		9	¥834	
277条審判事件 ※3	1200円				9			9	¥846	

※2　夫婦関係調整，慰謝料，親族関係調整，離縁，遺留分減殺，遺留分侵害額請求

※3　養子縁組無効，協議離婚無効確認，嫡出否認，親子関係不存在確認，認知

事　件　名 （訴　　訟）	申立手数料 （収入印紙）	郵便切手							合　計	備考
		500円	140円	100円	84円	50円	20円	10円		
人訴の原因事実によって生じた損害賠償（不貞相手に対する慰謝料）	訴額による	8		16	4	4	20	20	¥6,736	函館の弁護士が原告代理人の場合は，左記切手はそれぞれ半分の枚数
上記以外の請求	算定不能により13000円 ただし，損害賠償請求もある場合は，その訴額との多額による。 附帯請求がある場合は1件につき，＋1200円									